

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

平成28年12月18日発生の本庁舎火災事故に係る損害賠償額の決定についての専決処分

- 1 損害賠償額 14,378,095円
- 2 相手方 福岡市博多区東比恵3丁目1番2号
富士通リース 株式会社 九州支店
支店長 谷頭 洋一
- 3 事故の概要 平成28年12月18日午前3時40分頃発生した本庁舎火災事故に起因する10階執務室の端末等（パソコン93台、レーザープリンタ4台及びレーザープリンタラック3台）の焼失により、相手方に対し、当該端末等の代替機調達費用として14,378,095円の損害を与えたものである。
- 4 専決日 平成29年3月30日

（提出理由）

平成28年12月18日発生の本庁舎火災事故に係る損害賠償額の決定について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定

により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。